

## 新 聞 発 表

昭和 4 8 年 9 月 4 日  
大 蔵 省わが国の企業内容開示制度における外国会社の財務諸表  
の取扱いについて

わが国において、会社が、株券等の募集等を行ない、またはその発行する株券等が証券取引所へ上場されることとなつた場合等には、証券取引法の規定によりわが国の公認会計士または監査法人の監査証明を受けた財務諸表を記載した有価証券届出書または有価証券報告書が大蔵大臣に提出しなければならないものとされている。外国会社が、わが国において株券等の募集等を行ない、またはその発行する株券等がわが国の証券取引所へ上場されることになつた場合もまた同様である。

外国会社が提出する有価証券届出書等に記載される財務諸表については、とりあえず個別財務諸表に関して、昨年 1 2 月に企業会計審議会の了承を得て、本年 1 月に大蔵省令の改正等所要の措置をとつたところである。

しかしながら、欧米諸国では、その本国等の企業内容開示制度のもとで投資者保護のため開示すべき財務諸表として連結財務諸表が採用されているので、外国会社が有価証券届出書等に記載する財務諸表としての連結財務諸表の取扱いの問題が残ることとなつたが、引き続き、企業会計審議会において、連結財務諸表の取扱いを始め、連結財務諸表の作成基準および監査証明について審議を行ない、今回下記のとおり同審議会の了承が得られた。

大蔵省としては、「有価証券の募集又は売出の届出等に関する省令」の改正等所要の措置をとる予定である。

## 記

外国会社が有価証券届出書等に記載する財務諸表については、当該会社がその本国等の法令・慣行に基づいて、その本国等において投資者保護のために開示している財務諸表をわが国においても開示することがわが国の投資者保護のため適当であると認められる場合には当該財務諸表をこれに充てることのできるものとし、その場合の取扱いを次のとおりとする。

## 一 個別財務諸表と連結財務諸表

外国会社がその本国等の法令・慣行に基づいて個別財務諸表と連結財務諸表のいずれか一方または双方を開示している場合には、わが国における開示もこれによるものとする。

## 二 財務諸表の作成基準等

財務諸表の作成基準等は、次のとおり取り扱いものとする。

### 1 財務諸表の種類

財務諸表の種類は、当該会社の本国等において作成している財務諸表の種類によるものとする。

### 2 財務諸表の作成の基礎となる会計処理基準

財務諸表の作成の基礎となる会計処理基準は、当該会社の本国等における基準によることとする。

### 3 財務諸表の表示方法

財務諸表の表示方法は、当該会社の本国等における基準によることとするが、最少限必要な一定の科目等については、記載させるものとする。

### 4 財務諸表の注記

当該会社の本国等における会計処理基準とわが国の会計処理基準との差異等重要な事項を財務諸表に注記させるものとする。

### 5 補足情報

公益または投資者保護のため必要と認められる重要な事項は補足情報として有価証券届出書等に記載させるものとする。

## 三 監査証明

有価証券届出書等に記載する財務諸表の監査証明は、「外国会社の財務諸表の監査証明について」（昭和43年9月4日企業会計審議会第3部会了解）によるものとする。